

# 京安全通信～安全な学校生活を目指して～



令和 7年 4月

## 其の一「安全な学校生活の始まりに向けて」

京都市教育委員会事務局 体育健康教育室  
京都市立中学校教育研究会 安全教育部会

入学・進級おめでとうございます。4月となり、新しい学校・学年での新たな学校生活が始まります。これから始まる学校生活において、事故や事件等に巻き込まれることなく安全・安心な毎日が過ごせるようにしていきましょう。

新入生にとっては、4月から新たな通学路での登校が始まります。以下の内容を確認して安全に登校できるようにしましょう。



### 「登下校時の安全確認について」(交通環境・交通規則)



#### 交通ルール・マナーを守って安全に行動しよう

歩行者は右側通行、道路標識や信号機の表示に従うなどの交通ルールを守るようにしましょう。また、複数人で登下校する際には、道路に広がることのないよう、他の人や車の通行を妨げないように気を付けましょう。

##### <主な道路標識>

車両通行止め	車両進入禁止	歩行者等横断禁止	一時停止
並進可	指定方向外進行禁止	普通自転車等及び歩行者等専用	一方通行



「遅刻しそう」等の場合に、慌てたり、焦ったりすることで周囲の危険に気付かず、事故に遭う危険性があります。時間に余裕を持って、登校できるようにすることが大切です。また、疲れている時や、体調不良等の時には、注意力が散漫になることもあります。規則正しい生活を心がけて、体調管理に努めることも大切です。



#### 通学路の危険箇所(交通環境)を確認しよう

道路による種類や構造、交通量、交通安全施設(信号機、横断歩道など)の状況について、通学路に危険な箇所がないかを確認しておき、どのような注意をすればよいかを考えておきましょう。

##### <確認しておくべき主な箇所>



交差点



横断歩道



歩道・車道の区別のない道路



路上駐車の多い場所



## 「登下校時の安全確認について」(防犯)

### 通学路の危険箇所(防犯)を確認しよう

登下校時に犯罪に巻き込まれないようにするために、気を付けなければならないことを確認し、安全に登校下校ができるようにしましょう。

＜確認しておくべき主な箇所＞

- ・街灯の少ない道路
- ・人通りが少ない道
- ・人気のない駐車場や公園等



### 不審者に遭遇しないための行動について確認しよう

不審者に出会わないようにするための行動について、知っておくことが大切です。以下の行動を確認し、毎日の登下校で実践するようにしましょう。

＜不審者に出会わないようにするための行動＞

- ・早く帰る。帰宅時刻を守る
- ・寄り道しないで帰宅する
- ・通学路を守る
- ・友達と一緒に帰る(できるだけ一人で帰らない)
- ・出かける時は行き先を告げる



## 「自転車乗用ルール・マナー、交通安全について」(出典:京都府警察)

### 道路交通法 第63条の11

「自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない」

### 自転車安全利用五則(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



### 春の全国交通安全運動

スローガン…「事故ゼロで 笑顔の桜 満開に」

実施期間…令和7年4月6日(日)～4月15日(火)<10日間>

運動の重点

- こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底と、ながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

安全な行動を心がけ、事故に遭わないように気をつけましょう!

※ 関連:安全ノートP.4「自転車の安全な乗り方」